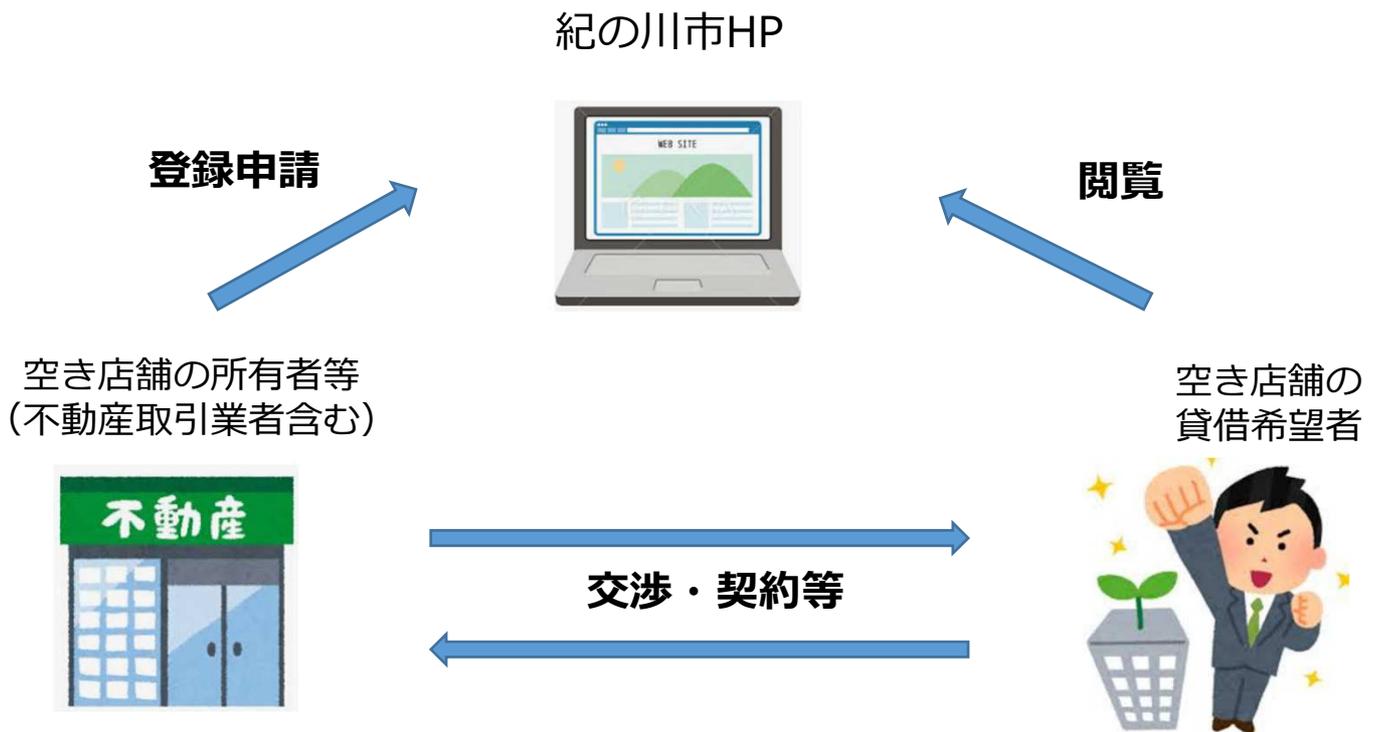


紀の川市空き店舗情報登録制度概要



※空き店舗情報に関する問い合わせ、賃貸の交渉及び契約等については、空き店舗の所有者等と直接おこなっていただきます。
紀の川市は、空き店舗情報の発信のみを行います。

【空き店舗の貸借を希望される方】

それぞれの物件情報に記載しています所有者等に直接お問い合わせ頂き、「紀の川市HPに掲載の物件番号〇〇番・・・」とお伝え下さい。

【空き店舗の掲載を希望される方】

- 登録料は無料ですが、紀の川市内の物件に限ります。
- 登録に係る必要事項は「紀の川市空き店舗情報登録制度実施要綱」に定めます。
- 登録を希望される方は「紀の川市空き店舗情報登録（変更）申込書」を紀の川市役所商工労働課へご提出下さい。